

福井県言語聴覚士会会員各位

急啓

令和6年能登半島地震 被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます

2024年1月1日、能登半島を震源とする令和6年能登半島地震が発生し、石川県をはじめとする北陸の各県に甚大な被害をもたらすと同時に、北海道から九州にかけての日本海側の広範囲にわたって津波の被害をもたらしました。犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、被害を受けられた皆様、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。刻々と明らかになる被害状況や、安否不明者が多数おられるという情報に、皆様のご無事を祈るばかりです。

ここ数年は毎年、巨大台風や豪雨、地震によって、災害救助法が適用されるレベルの災害が広範囲に渡り頻発しているため、協会では把握しきれない被害が複数あるのではないかと、危惧しております。そのため、会員の皆様方に協会ができる対応をお知らせできていない可能性もございます。

そこで、今一度、会員の方々への以下のお知らせをお願いしたく存じます。

- ①会員被害、会員自宅が被災された場合（罹災証明が必要）には、「災害見舞金・災害弔慰金規程」により、見舞金等の受け取りが可能です。
- ②被災により会員が就業困難になった場合には、「定款」第8条第2項に定める規定により、会費の延納・減額・免除という措置が可能です。

事態が落ち着いた後で結構ですので、申請書に記載し送信してください。これまでの災害被害に関する申請も可能ですので、合わせてお知らせください。協会ではできる限りの協力を致しますので、必要な時には、どうぞご連絡下さい。不安定な気候が続いておりますが、先生方もご自愛くださいますようお願いいたします。

草々

一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会長 深浦順一